

佐野スプリングフラワーフェスティバル2014 ～かたくりの花まつり～

カタクリの花が日本有数の規模で自生する「万葉自然公園かたくりの里」で、花が見頃を迎える期間、佐野市の美しい自然に親しんでいただけるイベントを開催します。

- ▶期間 3月15日(土)～4月6日(日)
- ▶会場 万葉自然公園かたくりの里(町谷町112番地1)



野外音楽堂広場のイベント

○ケーナ奏者「Ren」ライブ(無料)

3月29日(土)①午前10時～ ②午前11時～ ③午後1時～

カタクリの花に囲まれて、南米ペルー・ボリビアなどが発祥の縦笛「ケーナ」の音色をお楽しみください。

○安藤勇寿「少年の日」美術館特別展(無料) 3月28日(金)～30日(日)午前9時～午後4時

佐野市御神楽町にある美術館の特別展です。色鉛筆で描く、少年の日の懐かしい情景をお楽しみください。

○お土産品の臨時販売所 3月15日(土)～4月6日(日)

お土産用の佐野らーめんなど、佐野市の特産品を販売します。



かたくりの里管理センターの展示

○写真展「万葉の花」(国分潔さん撮影)

○ガラスアート展(協力:夢良会)

3月15日(土)～4月6日(日)

3月29日(土)には、佐野ブランドキャラクター「さのまる」がやってきます(午前9時30分登場予定)

すべてのイベントは、天候・開花状況により予告なく変更・中止する場合があります。ご了承ください。

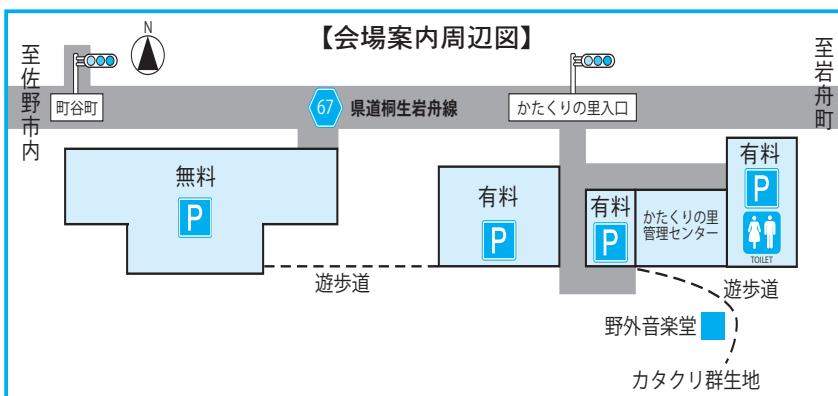
無料シャトルバスをご利用ください

▶運行期間 3月21日(祝・金)～31日(月)

JR・東武佐野駅南口より、1時間に1本程度、期間中毎日運行します。

※土・日曜日・祝日は30分～40分に1本程度運行します

※開花状況により期間変更の場合があります



【駐車料金】

3月15日(土)～4月6日(日)
午前8時～午後5時

普通車	500円
マイクロバスなど	1,000円
大型バス	2,000円

期間は、開花状況により変更する場合があります。また、駐車場には限りがあるため、ピーク時には大変混雑する場合があります。

■問合せ 同フェスティバル実行委員会(観光課内) ☎(27)3011
期間中は、万葉自然公園かたくりの里 ☎(21)1187



わたしたちの国民健康保険

みんなでお金を出し合って支えあう相互扶助の制度が国民健康保険(国保)です。

●国保への加入・脱退の届け出は お早めに

国保の資格は、自動的に変わりがありません。健康保険の資格に変更があつた場合は、すみやかに届け出てください。

【変更の届け出に必要なもの】

- 国保を脱退するとき
新しく加入した健康保険の保険証と国保の保険証と印かん
- 国保に加入するとき
他の健康保険をやめた証明書と印かん

【国保税の注意点】

国保脱退：清算分を納めていただく場合と、納め過ぎた分をお返しする場合があります。
国保加入：新規で加入した場合、加入した分が月割で課税されます。残りの納期分に加入分を合わせて課税した納付書をお送りします。

●国保の資格変更後

国保の資格変更の届け出をする
と、資格が切り替わった月で再計算し、届け出をした翌月に変更通知を

郵送します。変更通知が届くまでの納期分までは、そのままお納めいただいたうえで、新たに届く「変更通知」を必ずご確認ください。国保税のお支払い1期分は、1カ月分ではありません。

●国保税の軽減

国保の加入者全員と世帯主(擬制世帯主を含む)の所得の合計が一定額以下の場合、加入者1人にかかる均等割額と、1世帯にかかる平等割額が軽減されます。収入がなかったり、収入が課税の対象とならない遺族年金や障害年金だけの方も、所得の申告をしてください。

【災害・盗難の被害】

火災・天災などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた時も、減額や免除になる場合があります。

【非自発的失業者】

倒産・解雇・雇い止めなどによる非自発的な理由で平成21年3月31日以降に離職された方(離職日に65歳未満)で、ハローワークで発行する

■問合せ

- 国保の制度・給付について： 医療保険課 国保係 ☎(20)3024
- 国保税の課税について： 国保税の課税係 ☎(20)3007
- 資格証明書、短期被保険者証、国保税の納付相談について： 医療保険課収納対策係 ☎(20)3024

●「ジェネリック医薬品のお知らせ」 について

佐野市の国保では、平成24年8月から「ジェネリック医薬品のお知らせ」のハガキを平成24年度は3回、平成25年度は4回通知をしています。

「ジェネリック医薬品」とは、製薬会社が開発した医薬品(先発医薬品)の特許が切れた後に、別の製薬会社が同じ有効成分でつくる医薬品(後発医薬品)のことで、先発医薬品と同等の効果があるにもかかわらず、価格が安い薬をいいます。

この通知は、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代がどの程度軽減できるかを参考にしていただくために、その軽減額が大きい方に送付しています。なお、ジェ

ネリック医薬品の切り替えは、ご本人の意思が最優先されるものですので、切り替えを強要するものではありません。

●高齢受給者証について

70歳から75歳未満の皆さんへ
平成26年4月から70歳以上75歳未満の方で現役並み所得者以外の方のお医者さんにかかった時の自己負担割合が変更になりました。

昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割のままです。昭和19年4月2日以降に生まれた方は2割になります。また、負担割合が1割に据え置かれる方(昭和19年4月1日以前に生まれた方で現役並み所得者以外の方)には、4月から使用する高齢受給者証を3月下旬に郵送する予定です。

・これから70歳になられる方へ

高齢受給者証は70歳誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月から)適用になります。高齢受給者証は適用が開始される前月下旬にお送りします。

